

令和3年12月1日

名古屋港における地震・津波への港長基準

名古屋港長

名古屋港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく主な勧告の区分は、以下の通りであり、その措置すべき対策の基準を別表1に示す。

- ・第一警戒体制(準備体制)
- ・第二警戒体制(避難体制)
- ・南海トラフ地震警戒強化

なお、地震・津波に関する情報を入手した関係団体等は、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達される。

危険防止の観点から、港長は当該区分以外の勧告を発令する場合がある。

2 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別表3のとおりとする。

3 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶(大型船から小型船)の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

4 第二警戒体制発令等に伴う管制信号の運用

第二警戒体制発令等に伴い管制信号を原則別紙のとおり運用する。

5 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、名古屋港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶であつて揚錨作業中に津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

6 船舶自動識別装置（AIS）を利用した船舶対応の連絡

船舶自動識別装置（AIS）を有する船舶においては、目的地に関する情報に、港外退避をする場合は「> J P NGO OUT」と入力し、係留避泊をする場合は「> J P NGO STAY」と入力することにより、自船の対応を付近船舶、関係機関及び関係団体等に連絡することができる。

この場合、係留避泊をする船舶は、前記6前段記載の名古屋港長への連絡は省略するものとする。

7 その他

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、港長は注意喚起を行う。

(2) 勧告が適切に伝達されているにも関わらず、所要の措置が講じられることなく、船長判断の合理性が認められない等の場合においては、港長は港則法第39条第3項に基づく命令を発令することがある。

(注)係留避泊とは、「係留索の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外退避、係留強化、流出の防止等の措置を講じること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時	1 在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出發できるように準備すること。 2 南海トラフ地震に関する情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられないことが予想される場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。	

別 表 2

地震津波に対する船舶等の対応表

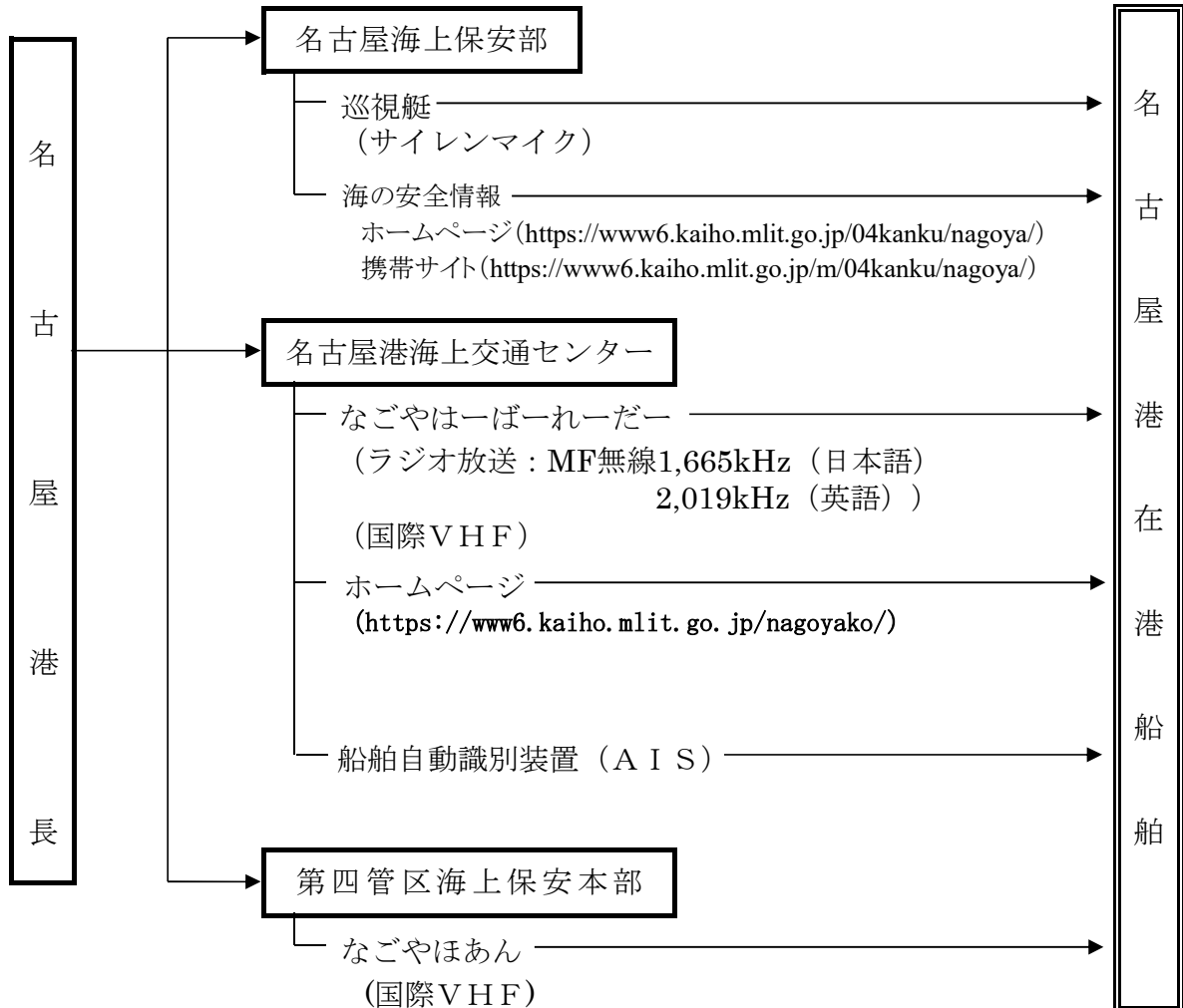
津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・原則港外退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容
	無	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避又は係留避泊 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊 又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出防止

(注)係留避泊とは、「係留索の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別表3

地震津波情報等伝達系統



第二警戒体制発令中の管制信号の運用

1 管制信号関係

(1) 第二警戒体制発令時

イ 東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」とし、管制船舶は東水路から港外へ退避させることとする。

信号切替時に水路入航中の管制船舶については、名古屋港海上交通センターにより航行支援を実施し、適宜の海域において反転、出航体制に移行させる。

ロ 名古屋港海上交通センターは管制船舶の他、必要に応じて水路航行中の船舶に対する支援を実施するものとする。

(2) 避難完了から解除までの間

東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」を継続する。

(3) 解除時

全ての水路を自由信号「F」とし、以降、通常運用とする。

2 名古屋港海上交通センターとの連絡等

避難船舶等については、準備できた船舶から名古屋港海上交通センターと連絡を取った後、安全間隔を保って出港させる。

この場合、管制船舶については事前通報を要する。